

## 8. 生涯を通じた女性の健康支援

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(1)生涯を通じた女性の健康の保持増進</p>	<p>ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実</p> <p>○女性の健康保持のための事業等の充実</p> <p>①避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題について、安心して相談できる体制を整備する等、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。また、心の悩みは、うつ、摂食障害、自殺等の形で生涯を通じた健康を大きく損なう場合もあることから、健康問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め安心して相談できる体制づくりを推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○精神保健福祉センター及び保健所において心の健康問題についての相談体制を整備。(厚生労働省)</p> <p>○生涯を通じた女性の健康支援事業において、女性のライフステージに応じた一般的な相談体制や不妊専門相談体制などを整備。(厚生労働省)</p> <p>○民間有識者らによる「女性の健康づくり推進懇談会」において、女性の健康支援の充実について検討(厚生労働省)</p>	<p>○引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○未定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>②女性に特有な健康状態あるいは女性に多く見られる疾病について、調査・研究を進める。</p> <p>③各種施策の実施状況及び社会情勢の変化等に応じて、女性の健康保持に関する施策の充実のための総合的な検討を行う。</p> <p>○健康教育の推進</p> <p>④生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を学校はもちろん、家庭や地域においても積極的に推進する。学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 性差を加味した女性の健康支援のための科学的根拠の構築などを目的とした研究の実施。(厚生労働省)</p> <p>○ 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)を推進している。また、母子保健に関する国民運動である「健やか親子21」を推進している。(厚生労働省)</p> <p>○ 学校・地域保健連携推進事業(文部科学省 平成16年～19年) 地域保健と連携した健康相談活動等が円滑に運営できるよう、健康相談活動の体制整備に係る指導・助言を行うとともに医療機関等と連携して学校へ専門医を派遣し、児童生徒の様々な心身の健康問題に対応。 平成17年度 47地域 平成18年度 47地域 平成19年度 48地域で実施予定</p>	<p>○ 生涯を通じた女性の健康障害に関する研究など、性差を考慮した医療に役立つ研究の実施(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○ 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業(文部科学省 平成20年～) 専門医を学校に派遣する体制を整備し、児童生徒等の健康相談等を行うとともに、専門医や各市町村の保健部局と連携しながら、子どもの健康管理の充実や保護者への啓発活動等をモデル的に行う実践事業を実施。 平成20年度 47地域で実施予定</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>育の推進を図る。</p> <p>○性差医療の推進</p> <p>⑤生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要であり、医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及を図る。</p> <p>○女性の健康問題への取組についての気運の醸成</p> <p>⑥女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 性差を加味した女性の健康支援のための科学的根拠の構築などを目的とした研究の実施。(厚生労働省)(8(1)ア②に前掲)</p> <p>○ マタニティマークの普及促進(厚生労働省)</p> <p>○ 女性の健康づくり対策の一環として、「女性の健康週間」を3月に創設し、女性の健康課題に関する普及啓発を重点的に行う(厚生労働省)</p>	<p>○ 生涯を通じた女性の健康障害に関する研究など、性差を考慮した医療に役立つ研究の実施(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>の醸成を図る。</p> <p>⑦女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る視点から、保健所、市町村保健センター等において母子保健医療に携わる医師、保健師、助産師、看護師等に対する研修等の充実を図る。</p> <p>イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援</p> <p>○成人期、高齢期の健康づくりの支援</p> <p>①女性が、長い人生を、寝たきりにならず健康に過ごすため、更年期障害の軽減、中高年期以降の肥満の予防等を重点とした健康診査、健康指導を行うとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○生涯を通じた女性の健康支援事業において、相談指導を行う相談員の研修養成を実施。(厚生労働省)</p> <p>○「食事バランスガイド」や「エクササイズガイド」を作成し、都道府県等に対し情報提供を行っている。(厚生労働省)</p> <p>○老人保健法に基づく保健事業として、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導を実施している。(厚生労働省)</p>	<p>○引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○引き続き実施。(厚生労働省)</p> <p>○平成20年度から医療保険者に40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導(特定健康診査・特定保健指導)が義務づけられることから、これらの円滑な実施を図る。(厚生労働省)</p> <p>○現行の保健事業のうち、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等については、健康増進法に基づく健康増進事業として実施する。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>進するほか、老後における健康保持のため健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導といった保健事業の推進を図る。</p> <p>○子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進</p> <p>②女性のがん罹患率の第一位である乳がんについて、死亡率減少効果のあるがん検診を推進するため、マンモグラフィの緊急整備や撮影技師及び読影医師の育成を図るとともに、乳がん、子宮がん検診、骨粗しょう症検診の普及啓発等の推進を図る。なお、乳がんについては、自己検診が可能であることから、その方法について普及啓発を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ マンモグラフィ緊急整備事業(厚生労働省) 17・18年度にマンモグラフィを整備する費用に対して国庫補助を行ったもの。これにより、市町村において実施するマンモグラフィによる乳ガン検診を促進し、乳ガン検診の受診率を向上させ、乳ガン患者を早期に発見し、死亡率の減少に資することとなる。 平成17年度予算:3,938百万円 平成18年度予算:2,313百万円</p> <p>平成17年度地域保健・老人保健事業報告より、市町村におけるマンモグラフィによる乳ガン検診の受診者数は約160万人、うち、発見した乳ガン患者は目標の2倍以上となる4,398人であり、平成17年度については目標を十分達成したと評価できる。 なお、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年3月に公表予定。</p>	<p>○ マンモグラフィ検診従事者研修事業(厚生労働省) 19年度以降はマンモグラフィ緊急整備事業に代わり、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師を養成するための研修事業に対して国が補助を行うマンモグラフィ検診従事者研修事業を実施。 本事業により、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成数の増加及び資質の向上が図られ、マンモグラフィ検診の機会が増加し、かつ、その精度が向上することで、乳ガン検診の受診者数・受診率が増加し、乳ガンの早期発見、早期治療が可能となり、乳ガンに起因する死亡数の減少が見込まれる。 平成19年度予算概算要求額:158百万円</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進</p> <p>③地域における日常的なスポーツ活動を推進するとともに、地域のスポーツ指導者について各自治体が養成・活用に努めるよう支援することを通じて、女性のスポーツ活動への参画を奨励し、女性が生涯にわたり健康を保持することを支援する。</p> <p>④女性のニーズにも対応したスポーツ活動を日常的に行う場として期待される、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進する。</p> <p>⑤成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成22年度までに50%にする。(平成16年38.5%)</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 総合型地域スポーツクラブ育成推進事業(文部科学省16年度～)(6(1)⑦に前掲)</p> <p>○ 「スポーツ指導者の養成・活用に関する実践的調査研究」を実施し、地域住民のニーズに適切に対応することができるスポーツ指導者の養成及びその効果的な活用方法について調査研究を行う。(文部科学省 平成19年度) 【成人の週1回以上運動・スポーツ実施率(平成18年度)】 男性:43.4% 女性:45.3% ※内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」結果より推計</p> <p>○ 総合型地域スポーツクラブ育成推進事業(文部科学省平成16年度～)(6(1)⑦に前掲)</p> <p>○ 【成人の週1回以上運動・スポーツ実施率】(文部科学省) 平成16年度:38.5% 平成18年度:44.4% ※内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」結果より推計</p>	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(2)妊娠・出産等に関する健康支援</p>	<p>ア 妊娠・出産期における女性の健康支援 ○妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供</p> <p>①日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図る。</p> <p>②出産を望みながらも、妊娠について悩んでいる者に対する相談・支援を実施する。</p> <p>③母乳育児の推進に取り組む自治体の取組等の紹介などにより、母乳育児の普及に努める。また、母乳育児普及率の調査を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 各市町村において、妊産婦に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨している。(厚生労働省) (※平成19年度において、健康診査の充実のための地方財政上の措置を講じ、公費負担を拡充するよう各市町村に促しているところ。)</p> <p>○ 不妊専門相談センター事業において、不妊で悩む夫婦等を対象として専門的な相談等を実施。(厚生労働省)</p> <p>○ 平成18年6月に、平成17年度乳幼児栄養調査報告をとりまとめ。また、母乳育児の推進のため、 ①「授乳・離乳の支援ガイド」の作成(平成19年3月)、周知 ②「健やか親子21」のホームページにおける市町村の先駆的な取組の紹介 ③各市町村における母親学級等の場を活用した取組を実施し、普及。(厚生労働省)</p>	<p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>④妊娠・出産について満足している者の割合を平成22年までに100%にする。(平成12年84.4%)</p> <p>⑤母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠11週以下での妊娠の届け出率を平成22年までに100%にする。(平成8年62.6%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。</p> <p>⑥母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成22年までに100%にする。(平成12年度6.3%)」という目標も踏まえ、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 医療機関や自治体、専門団体が連携し、妊婦健診、母親学級などの取組を推進。(厚生労働省)</p> <p>妊娠・出産に満足しているものの割合(厚生労働省資料) 平成12年 84.4% → 平成17年度 91.4%</p> <p>○ 妊娠の早期届出の勧奨を行うよう、各市町村に対して促進。(厚生労働省)</p> <p>妊娠11週以下での妊娠の届け出率(平成16年地域保険事業報告より) 平成8年 62.6% → 平成16年 67.8%</p> <p>○ 母性保護及び母性健康管理の周知徹底(厚生労働省)(3(2)①に前掲) 労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知徹底。</p> <p>○ 女性特有の健康状況に応じた相談・情報提供(厚生労働省)(3(2)①に前掲)</p> <p>○ 働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業(厚生労働省 平成18年度～)(3(2)①に前掲) ・母性健康管理の措置に関する専門家による検討 ・女性労働者等に対する情報提供等の実施</p>	<p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>に対する適切な母性健康管理の推進を図る。</p> <p>○不妊専門相談サービス等の充実</p> <p>⑦子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む男女が、安心して相談できるようにするとともに、生殖補助医療等に関し問題点も含め正確な情報の提供を行う。また、不妊治療に対する経済的支援の一層の充実を図る。さらに、</p>	厚生労働省	<p>○ 母性健康管理研修等事業(厚生労働省 平成18年度～)(3(2)①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業医等産業保健スタッフに対する母性健康管理研修の実施</li> </ul> <p>○ 事業所規模等に応じた母性健康管理体制の整備(厚生労働省)(3(2)①に前掲)</p> <p>○ 小規模事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会の実施(厚生労働省 平成18年度～)(3(2)①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会を実施</li> </ul> <p>母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合(厚生労働省資料) 平成12年度 6.3% → 平成17年度 19.8%</p> <p>○ 体外受精、顕微授精を対象に治療費の負担軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を実施するとともに、不妊専門相談センター事業を実施。(厚生労働省)</p>	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>働きながら不妊治療を受ける場合に仕事と両立しやすいよう環境整備を図る。</p> <p>⑧母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成22年までに100%にする。(平成13年度24.9%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。</p>	厚生労働省	<p>○ 不妊専門相談センター事業において、不妊で悩む夫婦等を対象として専門的な相談等を実施している。(厚生労働省)(8(2)ア②に前掲)</p> <p>不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合(厚生労働省資料)  平成13年度 24.9% →  平成16年度 40.5%(不妊カウンセラー)  35.3%(不妊コーディネーター)</p>	○ 引き続き実施(厚生労働省)
	⑨不妊専門相談センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で整備する。(平成16年度95か所中51か所)	厚生労働省	○ 不妊専門相談センター事業において、不妊で悩む夫婦等を対象として専門的な相談等を実施している。(厚生労働省)(8(2)ア②に前掲) 平成18年度95か所中56か所	○ 引き続き実施(厚生労働省)
	⑩特定不妊治療費助成事業を平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で実施する。(平成16年度95か	厚生労働省	○ 特定不妊治療費助成事業を全都道府県・指定都市・中核市において実施しており、不妊治療の経済的負担を軽減。(厚生労働省)	○ 引き続き実施(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>所中87か所)</p> <p>○周産期医療の充実</p> <p>⑪母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、妊娠・出産の安全性や快適さを確保するため、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究を推進するとともに、現状における小児科医・産科医の医師不足に対応するため、小児科・産科医療確保対策を進める。</p> <p>⑫周産期医療ネットワークを平成19年度までに全都道府県で整備する。(平成16年度28都道府県)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>平成19年11月現在、99か所 (全都道府県・指定都市・中核市で実施)</p> <p>○平成19年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」を受け、医療補助者等の活用等の病院勤務医に係る過重労働の軽減策や「女性医師バンク」の拡充など実効性ある対策を具体化。(厚生労働省)</p> <p>○リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設の連携体制の確保などを目的とした、周産期医療ネットワーク事業を実施。(厚生労働省)</p> <p>○リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設の連携体制の確保などを目的とした、周産期医療ネットワーク事業を実施。(厚生労働省)(8(2)ア⑪に前掲) 平成19年10月現在、42都道府県</p>	<p>○引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○引き続き実施(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑬「妊娠と薬情報センター」(国立成育医療センターに設置)において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を通じ、妊婦の服薬情報とその後の出生児への薬の影響の有無に関する情報を収集・蓄積し、服薬相談や医薬品添付文書の改訂に活用する。</p> <p>○女性の主体的な避妊のための知識等の普及</p> <p>⑭安易な人工妊娠中絶を避けるため、人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図る。また、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○「妊娠と薬情報センター」(国立成育医療センターに設置)において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を平成17年10月から実施。</p> <p>なお、平成19年度より、全国5施設の協力を得て、相談対象地域を首都圏から全国に拡大。(厚生労働省)</p> <p>(相談回答件数) 平成17年度(10月～) 111 件 平成18年度 335 件</p> <p>○ 思春期の男女を対象に、思春期特有の医学的問題、性に対する悩み等に対する相談事業を実施。(厚生労働省)</p>	<p>○ 引き続き服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を行うとともに、収集した情報のデータベース化・評価を実施。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>イ 適切な性教育の推進</p> <p>○学校における適切な性教育の推進</p> <p>①若年層の人工妊娠中絶や性感染症の増加などが見られる今日、性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女ともに正確な知識を持ち、自ら健康管理を行うことができるようにするとともに、生命尊重・人格尊重・男女平等の精神に基づき、自分自身を大切に、相手の心身の健康についても思いやりを持つことが重要である。</p> <p>そのため、学校において心のつながりや命の尊厳も重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していく。学校における性教育については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○性教育推進事業(文部科学省)</p> <p>①性教育の実践調査研究事業(平成16年度～平成18年度) エイズ教育等をはじめとした効果的な指導方法等について小・中・高等学校等を含む地域において実践的な調査研究を行う。 平成17年度 26地域 平成18年度 25地域</p> <p>性教育の指導に関する実践推進事業(平成19年度～) 各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会の開催及び効果的な指導方法の実践研究を実施する。 平成19年度 20地域+1団体予定</p> <p>②指導講習会の開催(平成17年度～) 学校において、性に関する適切な指導が行われるよう、教職員等を対象とした指導講習会を開催する。 平成17年度 3地域 平成18年度 6地域 平成19年度 2地域</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>①性教育の指導に関する実践推進事業 平成20年度 47地域+1団体予定</p> <p>②指導講習会の開催 平成20年度 2地域</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>保護者や地域の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図って行い、行き過ぎた内容とならないよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、適切な性教育の内容や進め方等については、国において検討を進め事例集を作成・配布するなどの方法により、各教育委員会に周知を図る。さらに、中央教育審議会における議論の結果を踏まえ、今後の性教育の在り方について必要な見直しを進める。</p> <p>○性に関する学習機会の提供</p> <p>②家庭や地域において性と生殖に関する健康の重要性について教えることができるよう、家庭教育等を支援する学習機会を充実する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する情報や学習機会の提供、相談体制の充実等きめ細かな家庭教育支援の取組を推進する「家庭教育支援総合推進事業」において、性と生殖に関する健康の重要性についても学習することのできる機会も提供。(文部科学省 ～平成19年度)</p>	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																				
<p>(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進</p>	<p>ア HIV／エイズ、性感染症対策</p> <p>○予防から治療までの総合的なHIV／エイズ対策の推進</p> <p>①国民がHIV／エイズに関する正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動が取れるよう、積極的な啓発活動を行うとともに、医療・検査・相談体制の充実、研究開発の推進等、総合的な対策を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ エイズの感染を予防するための正確な情報と知識の普及啓発（厚生労働省） エイズ発生動向調査を行い、エイズ発生動向年報を毎年公表</p> <p>エイズ発生動向年報における報告数（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="759 794 1364 1099"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HIV</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>769</td> <td>863</td> <td>457</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>63</td> <td>89</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>832</td> <td>952</td> <td>497</td> </tr> <tr> <td>AIDS</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>340</td> <td>368</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>27</td> <td>38</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>367</td> <td>406</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成19年は7月1日現在(速報値)</p> <p>○ 厚生労働科学研究として、次の研究等を行い、社会背景に即した具体的な情報提供を実施（厚生労働省） 周産期・小児・生殖医療におけるHIV感染対策に関する集学的研究</p>		17年	18年	19年	HIV				男	769	863	457	女	63	89	40	合計	832	952	497	AIDS				男	340	368	176	女	27	38	15	合計	367	406	191	<p>○ 現行の施策を引き続き推進する(厚生労働省)</p>
	17年	18年	19年																																					
HIV																																								
男	769	863	457																																					
女	63	89	40																																					
合計	832	952	497																																					
AIDS																																								
男	340	368	176																																					
女	27	38	15																																					
合計	367	406	191																																					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																														
	<p>○性感染症対策の推進</p> <p>②性感染症は、特に女性にとって、母子感染や不妊症の原因となるおそれがあるなど、性と生殖の健康を脅かす極めて重大な問題であり、予防から治療までの対策を強力に推進する。</p>	厚生労働省	<p>○ 医療・検査・相談体制の充実、研究開発の推進等、総合的な対策の推進(厚生労働省) 保健所やエイズ治療拠点病院等において、検査・相談窓口を設置し、受診者等の便宜を図るため、都道府県が行う事業等に対して補助</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="779 507 1368 759"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所におけるエイズ相談受付件数</td> <td>161,474</td> <td>173,651</td> <td>101,140</td> </tr> <tr> <td>保健所におけるHIV抗体検査件数</td> <td>100,287</td> <td>116,550</td> <td>70,291</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成19年は7月1日現在(速報値)</p> <p>○ 保健所における匿名・無料の性感染症検査の推進(厚生労働省 平成11年度～)</p> <p>○ 性感染症に関する特定感染症予防指針に基づく、性感染症に関する正しい知識の普及啓発(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="779 1118 1133 1385"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淋菌感染症</td> <td>15,002</td> <td>12,468</td> </tr> <tr> <td>性器クラミジア</td> <td>35,057</td> <td>32,112</td> </tr> <tr> <td>性器ヘルペス</td> <td>10,258</td> <td>10,447</td> </tr> <tr> <td>尖圭コンジローマ</td> <td>6,793</td> <td>6,420</td> </tr> <tr> <td>梅毒</td> <td>543</td> <td>644</td> </tr> </tbody> </table>		17年	18年	19年	保健所におけるエイズ相談受付件数	161,474	173,651	101,140	保健所におけるHIV抗体検査件数	100,287	116,550	70,291		17年度	18年度	淋菌感染症	15,002	12,468	性器クラミジア	35,057	32,112	性器ヘルペス	10,258	10,447	尖圭コンジローマ	6,793	6,420	梅毒	543	644	<p>○ 平成18年度において、「性感染症に関する特定感染症予防指針」の一部改正を行い、若年層を中心とした予防対策を重点的に推進していく必要があるものとしたところであり、検査や医療の受けやすい環境づくりを進めていくことに重点を置いた対策や年齢、性別などの対象者の実情に配慮した普及啓発を行い、発生の予防及びまん延の防止をさらに図ることとしている。(厚生労働省)</p>
	17年	18年	19年																															
保健所におけるエイズ相談受付件数	161,474	173,651	101,140																															
保健所におけるHIV抗体検査件数	100,287	116,550	70,291																															
	17年度	18年度																																
淋菌感染症	15,002	12,468																																
性器クラミジア	35,057	32,112																																
性器ヘルペス	10,258	10,447																																
尖圭コンジローマ	6,793	6,420																																
梅毒	543	644																																

※感染予防対策拠点病院として7月1日現在施設ありの報告数であり、合計ではあり

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○学校におけるHIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進</p> <p>③学校においては、児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけ、適切な行動が取れるようにするため、HIV／エイズ教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。</p> <p>④HIV／エイズ及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>※感染症発生動向調査による届出医療機関からの報告数であり、全数ではない(ただし、梅毒は全数)</p> <p>○ 性教育推進事業(8(2)イ①に前掲)(文部科学省)</p> <p>○ 世界エイズデーシンポジウムの開催(文部科学省 平成4年度～)</p> <p>○ 児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成(文部科学省) 児童生徒が自己の健康を適切に管理できるよう、性感染症などの問題をはじめとする様々な健康問題を総合的に解説した教材の作成・配布 平成17年度 全国の中1、高1全員に配布</p>	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>平成20年度 全国の小5、中1、高1全員に配布予定</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																												
	<p>平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。</p> <p>イ 薬物乱用対策の推進</p> <p>○乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶</p> <p>①関係機関の緊密な連携の下に、薬物密輸・密売組織の壊滅や水際検挙の推進等による薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図っていく。</p>	警察庁、厚生労働省	<p>平成18年度 全国の中1、高1全員に配布 平成19年度 全国の中1、高1全員に配布予定</p> <p>○ 1 薬物密輸入事犯取締り (1) 薬物密輸入事犯の押収量 18年中の薬物密輸入事犯の押収量は、覚せい剤粉末が106.8kgと、17年に比べ74.6kg(231.7%)増加したが、一方、乾燥大麻、大麻樹脂、MDMA等合成麻薬は、17年に比べそれぞれ減少した。</p> <table border="1" data-bbox="770 767 1361 919"> <thead> <tr> <th colspan="4">○薬物密輸入事犯の押収量</th> </tr> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>覚せい剤粉末(kg)</td> <td>350.0</td> <td>32.2</td> <td>106.8</td> </tr> <tr> <td>乾燥大麻(kg)</td> <td>490.7</td> <td>376.2</td> <td>113.4</td> </tr> <tr> <td>大麻樹脂(kg)</td> <td>259.6</td> <td>159.2</td> <td>54.1</td> </tr> <tr> <td>MDMA等合成麻薬(錠)</td> <td>361,977</td> <td>219,453</td> <td>167,683</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 薬物密輸入事犯の検挙件数 18年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、覚せい剤が63件と、17年に比べ36件(133.3%)増加したが、一方、大麻、MDMA等合成麻薬は、17年に比べそれぞれ減少した。</p> <table border="1" data-bbox="770 1023 1361 1150"> <thead> <tr> <th colspan="4">○薬物密輸入事犯の検挙件数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>覚せい剤(件)</td> <td>102</td> <td>27</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>大麻(件)</td> <td>191</td> <td>142</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>MDMA等合成麻薬(件)</td> <td>35</td> <td>16</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 暴力団・イラン人薬物密売組織取締り (1) 暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員 18年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員は6,076人と、17年に比べ減少したが、総検挙人員に占める割合は52.4%と、17年に比べ1.1ポイント増加した。 (2) 来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員 18年中の来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員は60人と、17年に比べ減少したが、営利犯が29人と全体の48.3%と高い割合を占め、依然として来日イラン人薬物密売組織が覚せい剤の密売に深く関与していることがうかがわれる。</p>	○薬物密輸入事犯の押収量					16年	17年	18年	覚せい剤粉末(kg)	350.0	32.2	106.8	乾燥大麻(kg)	490.7	376.2	113.4	大麻樹脂(kg)	259.6	159.2	54.1	MDMA等合成麻薬(錠)	361,977	219,453	167,683	○薬物密輸入事犯の検挙件数					16年	17年	18年	覚せい剤(件)	102	27	63	大麻(件)	191	142	120	MDMA等合成麻薬(件)	35	16	12	<p>○ 薬物犯罪組織に対する視察・内偵を強化するとともに、国内外の関係機関と連携した水際対策等の取組みを強化する。 また、巧妙化する薬物密売組織による密輸・密売に対処するため、通信傍受やコントロールド・デリバリーを始めとする捜査手法の効果的な活用、高度化及び捜査資機材の充実に努めるとともに、乱用薬物の拡大に対応した捜査・鑑定手法等の研究開発を図る。(警察庁 平成19年度～)</p>
○薬物密輸入事犯の押収量																																																
	16年	17年	18年																																													
覚せい剤粉末(kg)	350.0	32.2	106.8																																													
乾燥大麻(kg)	490.7	376.2	113.4																																													
大麻樹脂(kg)	259.6	159.2	54.1																																													
MDMA等合成麻薬(錠)	361,977	219,453	167,683																																													
○薬物密輸入事犯の検挙件数																																																
	16年	17年	18年																																													
覚せい剤(件)	102	27	63																																													
大麻(件)	191	142	120																																													
MDMA等合成麻薬(件)	35	16	12																																													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																
			<table border="1"> <tr> <td colspan="4">○暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16年</td> <td>17年</td> <td>18年</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>12,220</td> <td>13,346</td> <td>11,606</td> </tr> <tr> <td>うち暴力団構成員等(人)</td> <td>5,430</td> <td>6,853</td> <td>6,076</td> </tr> <tr> <td>比率(%)</td> <td>44.4</td> <td>51.3</td> <td>52.4</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16年</td> <td>17年</td> <td>18年</td> </tr> <tr> <td>来日イラン人検挙人員(人)</td> <td>74</td> <td>88</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>うち営利犯(人)</td> <td>33</td> <td>45</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>比率(%)</td> <td>44.6</td> <td>51.1</td> <td>48.3</td> </tr> </table> <p>※ 営利犯とは、営利目的所持及び営利目的譲渡をいう。</p> <p>3 末端乱用者の取締り、薬物乱用防止広報啓発活動の推進  (1) 覚せい剤乱用者の検挙人員  18年中の覚せい剤の単純使用及び単純所持事犯は10,273人と、17年に比べ減少した。  (2) 薬物乱用防止広報啓発活動の状況  薬物乱用防止のため、パンフレット「DRUG」の作成・配布、薬物乱用防止広報強化期間(6、7月)の実施、インターネットポータルサイトの利用等により、広報啓発活動を積極的に推進した。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">○覚せい剤事犯における単純使用及び単純所持事犯の検挙人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16年</td> <td>17年</td> <td>18年</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>12,220</td> <td>13,346</td> <td>11,606</td> </tr> <tr> <td>うち単純使用(人)</td> <td>6,895</td> <td>7,548</td> <td>6,514</td> </tr> <tr> <td>うち単純所持(人)</td> <td>3,932</td> <td>4,506</td> <td>3,759</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(警察庁)</td> </tr> </table>	○暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員					16年	17年	18年	検挙人員(人)	12,220	13,346	11,606	うち暴力団構成員等(人)	5,430	6,853	6,076	比率(%)	44.4	51.3	52.4	○来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員					16年	17年	18年	来日イラン人検挙人員(人)	74	88	60	うち営利犯(人)	33	45	29	比率(%)	44.6	51.1	48.3	○覚せい剤事犯における単純使用及び単純所持事犯の検挙人員					16年	17年	18年	検挙人員(人)	12,220	13,346	11,606	うち単純使用(人)	6,895	7,548	6,514	うち単純所持(人)	3,932	4,506	3,759				(警察庁)	<p>○引き続き関係省庁と連携し、密売者や乱用者に対する徹底的な取締りを実施(厚生労働省)</p>
○暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員																																																																				
	16年	17年	18年																																																																	
検挙人員(人)	12,220	13,346	11,606																																																																	
うち暴力団構成員等(人)	5,430	6,853	6,076																																																																	
比率(%)	44.4	51.3	52.4																																																																	
○来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員																																																																				
	16年	17年	18年																																																																	
来日イラン人検挙人員(人)	74	88	60																																																																	
うち営利犯(人)	33	45	29																																																																	
比率(%)	44.6	51.1	48.3																																																																	
○覚せい剤事犯における単純使用及び単純所持事犯の検挙人員																																																																				
	16年	17年	18年																																																																	
検挙人員(人)	12,220	13,346	11,606																																																																	
うち単純使用(人)	6,895	7,548	6,514																																																																	
うち単純所持(人)	3,932	4,506	3,759																																																																	
			(警察庁)																																																																	
			<p>○関係省庁が連携し、密売者や乱用者に対する徹底的な取締りを実施(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">薬物事犯の検挙件数、検挙人数、主な薬物の押収量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17年</td> <td>18年</td> </tr> <tr> <td>検挙件数(件)</td> <td>24,509 (487)</td> <td>22,113 (440)</td> </tr> <tr> <td>検挙人数(人)</td> <td>16,231 (421)</td> <td>14,882 (431)</td> </tr> <tr> <td>覚せい剤(Kg)</td> <td>122.8 (3.9)</td> <td>144.0 (3.8)</td> </tr> <tr> <td>大麻(Kg)</td> <td>886.3 (5.4)</td> <td>332.5 (8.4)</td> </tr> </table> <p>※警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁の統計資料の合計  ( )内は麻薬取締職員による実績で内数)</p>	薬物事犯の検挙件数、検挙人数、主な薬物の押収量				17年	18年	検挙件数(件)	24,509 (487)	22,113 (440)	検挙人数(人)	16,231 (421)	14,882 (431)	覚せい剤(Kg)	122.8 (3.9)	144.0 (3.8)	大麻(Kg)	886.3 (5.4)	332.5 (8.4)																																															
薬物事犯の検挙件数、検挙人数、主な薬物の押収量																																																																				
	17年	18年																																																																		
検挙件数(件)	24,509 (487)	22,113 (440)																																																																		
検挙人数(人)	16,231 (421)	14,882 (431)																																																																		
覚せい剤(Kg)	122.8 (3.9)	144.0 (3.8)																																																																		
大麻(Kg)	886.3 (5.4)	332.5 (8.4)																																																																		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																								
	<p>○少女による薬物乱用対策の推進</p> <p>②未成年者による覚せい剤等の乱用については未だ憂慮すべき状況にあり、そのうち半数近くが少女による乱用となっている。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。</p>	警察庁、厚生労働省	<p>○ポスター、パンフレット配布等による広報啓発活動の実施（厚生労働省）</p> <p>啓発資材の配布実績</p> <table border="1" data-bbox="801 416 1321 491"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数(万部)</td> <td>379</td> <td>375</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ポスター・パンフレット等主な啓発資材の配布部数(万部)</p> <p>○繁華街や駅前を始め、少年がシンナー等を含めた薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。また、少年に対する薬物の供給源となっている密売組織に対する取締りを徹底するとともに、地域部門等の各種街頭活動、女子少年が覚せい剤等を入手する契機ともなっているテレクラ、デートクラブ等に係る福祉犯の取締りその他あらゆる警察活動を通じ、薬物乱用少年の早期発見に努めた。(警察庁)</p> <p>○小学校、中学校、高等学校等で開催された薬物乱用防止教室へ警察職員を派遣し、児童生徒に対して、少年の薬物乱用の実態、薬物の危険性・有害性、薬物乱用が禁止されている理由等について指導。(警察庁)</p> <table border="1" data-bbox="770 1050 1339 1289"> <thead> <tr> <th colspan="3">女子の覚せい剤事犯検挙人員</th> </tr> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女子の検挙人員</td> <td>277</td> <td>185</td> </tr> <tr> <th colspan="3">女子のシンナー等事犯検挙人員</th> </tr> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> </tr> <tr> <td>女子の検挙人員</td> <td>570</td> <td>381</td> </tr> </tbody> </table> <p>○関係省庁が連携し、密売者や乱用者に対する徹底的な取締りを実施 (警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安)</p>		17年度	18年度	配布数(万部)	379	375	女子の覚せい剤事犯検挙人員				17年	18年	女子の検挙人員	277	185	女子のシンナー等事犯検挙人員				17年	18年	女子の検挙人員	570	381	<p>○引き続き薬物乱用防止に関する知識の普及啓発等の施策を実施(厚生労働省)</p> <p>○引き続き、関係機関・団体と協力し、少年の薬物乱用防止に努める。(警察庁)</p> <p>○引き続き関係省庁と連携し、密売者や乱用者に対する徹底的な取締りを実施(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																										
配布数(万部)	379	375																										
女子の覚せい剤事犯検挙人員																												
	17年	18年																										
女子の検挙人員	277	185																										
女子のシンナー等事犯検挙人員																												
	17年	18年																										
女子の検挙人員	570	381																										

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																											
	<p>○薬物乱用防止教育の充実</p> <p>③児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理</p>	<p>警察庁、文部科学省</p>	<p>庁)(8(3)イ①に前掲)</p> <p>薬物事犯の検挙件数、検挙人数、主な薬物の押収量 8(3)イ①に前掲</p> <table border="1" data-bbox="763 363 1256 699"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数(件)</td> <td>24,509 (487)</td> <td>22,113 (440)</td> </tr> <tr> <td>検挙人数(人)</td> <td>16,231 (421)</td> <td>14,882 (431)</td> </tr> <tr> <td>覚せい剤(Kg)</td> <td>122.8 (3.9)</td> <td>144.0 (3.8)</td> </tr> <tr> <td>大麻(Kg)</td> <td>886.3 (5.4)</td> <td>332.5 (8.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁の統計資料の合計 ( )内は麻薬取締職員による実績で内数)</p> <p>薬物事犯の検挙人数(未成年者)</p> <table border="1" data-bbox="770 815 1182 927"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙人数(人)</td> <td>686 (352)</td> <td>533 (245)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警察庁、厚生労働省、海上保安庁の統計資料の合計 ( )内は少女の件数で内数)</p> <p>○再乱用防止のための相談事業の実施</p> <p>薬物相談窓口における相談件数(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="786 1102 1305 1177"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(件)</td> <td>9,288</td> <td>8,942</td> </tr> </tbody> </table> <p>○非行防止教室(薬物乱用防止も含む)等で使用する「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」を作成・公表し、全国の小中高等学校、都道府県教育</p>		17年	18年	検挙件数(件)	24,509 (487)	22,113 (440)	検挙人数(人)	16,231 (421)	14,882 (431)	覚せい剤(Kg)	122.8 (3.9)	144.0 (3.8)	大麻(Kg)	886.3 (5.4)	332.5 (8.4)		17年	18年	検挙人数(人)	686 (352)	533 (245)		17年度	18年度	相談件数(件)	9,288	8,942	<p>○引き続き再乱用防止のための相談事業を実施。(厚生労働省)</p> <p>○引き続き非行防止教室の実施を促進予定(文部科学省)</p>
	17年	18年																													
検挙件数(件)	24,509 (487)	22,113 (440)																													
検挙人数(人)	16,231 (421)	14,882 (431)																													
覚せい剤(Kg)	122.8 (3.9)	144.0 (3.8)																													
大麻(Kg)	886.3 (5.4)	332.5 (8.4)																													
	17年	18年																													
検挙人数(人)	686 (352)	533 (245)																													
	17年度	18年度																													
相談件数(件)	9,288	8,942																													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、すべての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカーを活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。</p>		<p>委員会等へ配布。(警察庁・文部科学省 平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校、中学校、高等学校等で開催された薬物乱用防止教室へ警察職員を派遣し、児童生徒に対して、少年の薬物乱用の実態、薬物の危険性・有害性、薬物乱用が禁止されている理由等について指導。(警察庁)(8(3)イ②に前掲)</li> <li>○ 薬物乱用防止広報車を活用し、薬物の標本やパネルを展示するなどして、薬物乱用防止教室の指導効果の向上を図った。(警察庁)</li> <li>○ 薬物乱用防止教育推進事業(文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> <li>①薬物乱用防止教室の推進(平成11年度～) 薬物乱用防止教室の開催を推進するため、警察官、麻薬取締官OB等の外部講師に対する講習会を実施。 平成17年度 39地域 平成18年度 40地域 平成19年度 40地域</li> <li>②シンポジウムの開催(平成11年度～) 教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムを開催する。 平成17年度 1地域 平成18年度 3地域 平成19年度 3地域</li> <li>③広報啓発活動の推進(平成11年度～) 競技場等の大型カラーディスプレイシステムを活用した広報啓発活動を推進する。 平成17年度 1団体 平成18年度 1団体 平成19年度 1団体</li> <li>④薬物乱用防止に関する学校・地域連携推進事業 養護教諭を中心として、学校と学校薬剤師などの地域の専門家が連携し、児童生徒等に対して薬物乱用に関する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、小学校、中学校、高等学校等で行われている薬物乱用防止教室へ警察職員を派遣し、薬物乱用防止広報車を効果的に活用するなどして、少年に薬物の危険性・有害性について正しい認識を持たせるよう指導。(警察庁)</li> <li>○ 引き続き実施予定。(文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> <li>①薬物乱用防止教室の推進 平成20年度 47地域予定</li> <li>②シンポジウムの開催 平成20年度 3地域予定</li> <li>③広報啓発活動の推進 平成20年度 1団体予定</li> </ul> </li> </ul>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>④薬物乱用の有害性について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。</p> <p>○薬物乱用を許さない社会環境の形成</p> <p>⑤関係府省の緊密な連携の下に、積極的な広報・啓発活動を行うことにより、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境を形成する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>	<p>の専門家が連携し、中学生等に対して医薬品に関する正しい知識を身に付けさせ、薬物乱用防止に関する効果的な指導方法等の実践的な調査研究を行うとともに、中高生を対象とした地域フォーラムを開催する。 平成19年度 4地域で実施予定</p> <p>その他 ・児童生徒の薬物に関する意識等調査の実施(平成18年2月)</p> <p>○ 児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成(文部科学省)(8.(3)ア④に前掲)</p> <p>○ 小学校、中学校、高等学校等で開催された薬物乱用防止教室へ警察職員を派遣し、児童生徒に対して、少年の薬物乱用の実態、薬物の危険性・有害性、薬物乱用が禁止されている理由等について指導。(警察庁)(8(3)イ②に前掲)</p> <p>○ ポスター、パンフレット配布等による広報啓発活動の実施(厚生労働省)(8(3)イ①に前掲)</p> <p>啓発資材の配布実績</p> <table border="1" data-bbox="775 1294 1292 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数(万部)</td> <td>379</td> <td>375</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ポスター・パンフレット等主な啓発資材の配布部数(万部)</p>		17年度	18年度	配布数(万部)	379	375	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き薬物乱用防止に関する知識の普及啓発等の施策を実施(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度								
配布数(万部)	379	375								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	<p>ウ 喫煙、飲酒対策の推進</p> <p>○情報提供の実施と予防の推進</p> <p>⑥喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。</p> <p>⑦母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠中の喫煙・飲酒を平成22年までになくす。(平成12年喫煙率10.0%、飲酒率18.1%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 薬物乱用防止教育推進事業(文部科学省)(8. (3)イ③に前掲)</p> <p>○ たばこ対策促進事業(厚生労働省 平成17年度～) 都道府県等において、地域での連携を図り、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策及び禁煙・節煙を希望する者に対する支援体制の整備を図る等、地域の実情にあわせた施策を実施する経費に対して国庫補助を行う。</p> <p>女性の喫煙率 (%)</p> <table border="1" data-bbox="775 818 1292 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20～29歳</td> <td>18.0</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>18.0</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>12.0</td> <td>11.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>国民健康・栄養調査</p> <p>○ 母子健康手帳や妊婦健診、母親学級などの各種母子保健サービスの場を活用し、各市町村において普及啓発を実施。(厚生労働省)</p> <p>妊娠中の喫煙・飲酒率 7.3%、7.9%、8.3%(喫煙率:それぞれ3、4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健診時の調査結果) 14.9%、16.6%、16.7%(飲酒率:それぞれ3、4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健診時の調査結果)(ともに平成17年度)</p>		16年	17年	20～29歳	18.0	18.9	30～39歳	18.0	19.4	総数	12.0	11.3	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 現行の施策を引き続き推進。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(厚生労働省)</p>
	16年	17年														
20～29歳	18.0	18.9														
30～39歳	18.0	19.4														
総数	12.0	11.3														

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	<p>○受動喫煙の防止</p> <p>⑧職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図る。</p>	厚生労働省	<p>○たばこ対策促進事業(厚生労働省 平成17年度～)(8(3)ウ①に前掲)</p> <p>都道府県等において、地域での連携を図り、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策及び禁煙・節煙を希望する者に対する支援体制の整備を図る等、地域の実情にあわせた施策を実施する経費に対して国庫補助を行う。</p> <p style="text-align: center;">女性の喫煙率 (％)</p> <table border="1" data-bbox="792 692 1312 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年</th> <th>17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20～29歳</td> <td>18.0</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>18.0</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>12.0</td> <td>11.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">国民健康・栄養調査</p>		16年	17年	20～29歳	18.0	18.9	30～39歳	18.0	19.4	総数	12.0	11.3	○ 現行の施策を引き続き推進。(厚生労働省)
	16年	17年														
20～29歳	18.0	18.9														
30～39歳	18.0	19.4														
総数	12.0	11.3														